「大和市議会の個人情報の保護に関する条例(案)」の概要について

1. 背景

令和3年5月19日公布の「個人情報の保護に関する法律」(以下、「改正法」)により、従前、国と 民間、地方公共団体などで分かれていた個人情報保護法制度が一元化され、地方公共団体に対 しても改正法が直接適用されることとなりました(令和5年4月1日施行)。

議会は、この適用対象外となるため、市議会独自の個人情報保護条例を制定します。

2. 条例(案)の主な内容

(1) 目的(第1条)

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

(2) 定義(第2条)

- ・ 改正個人情報保護法と同様に、個人情報は「生存する個人に関する情報」としています。(条 例第2条第1項)
- ・ 「保有個人情報」とは、議会事務局職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、 職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとしています。(条例第2条第 4項)

(3) 個人情報ファイル簿について (第17条)

議会が保有している個人情報ファイル簿の作成・公表について定めています。これに伴い、現 行の個人情報取扱事務登録簿を廃止します。

(4) 開示決定等の期限(第25条)

現行の大和市個人情報保護条例では、保有個人情報開示請求から開示決定までの期限を14日以内、開示期限延長については、相当の期間内としていましたが、改正法に定められている通り、保有個人情報開示請求から開示決定までの期限を30日以内、期限延長を30日以内とし、合計60日以内と定めています。

(5) 開示請求の手数料(第30条)

開示請求をする際の手数料は無料としますが、実費相当分としてコピー代を徴収することとなります。

(6) 罰則(条例第53条から第57条)

正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときや、職務の用以外の用に供する目的で個人情報を収集した者に対する罰則を定めます。

3. 今後のスケジュール

パブリックコメントで広く市民のご意見を募集し、ご意見を受けた再検討の後、令和 4 年 12 月 定例会での上程、成立を目指します。